

戦前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

金 珍 奎

目 次

- 1 はじめに
- 2 1920年までの朝鮮の金融機関
 2. 1 銀行の登場と1905年貨幣恐慌
 2. 2 1910年代の地場銀行の設立ブーム
 2. 3 農工銀行の限界と朝鮮殖産銀行の設立
- 3 特殊金融機関の肥大化
 3. 1 預金シェアと金融組合
 3. 2 貸出シェアと朝鮮殖産銀行
- 4 地場銀行の合併過程とその背景
 4. 1 地場銀行の経営悪化と合併
 4. 2 銀行令の改正と地場銀行の合併
 4. 3 公債消化と地場銀行の合併
- 5 むすびにかえて

1 は じ め に

地場銀行とは、戦前朝鮮に本店を置いていた普通銀行をさす。この地場銀行は、1910年代の設立ブームによって増加し、1920年末には、21行に達していた。だが、1920年代以降、地場銀行の合併が進んだ結果、1943年には至っては、朝鮮商業銀行と朝興銀行の2行のみが残った。

本稿は、このような朝鮮の地場銀行の合併がどのように完了したのかを明らかにすることを課題としている。

本稿の意義は、次の二点にある。まず、第一は、戦前の朝鮮における金融シ

(2) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

システムの一つの特徴として、資金仲介の面における地場銀行の地位を明らかにすることである。この点は、地場銀行と特殊金融機関の預金・貸出シェアを比較することによって検討する。ここでいう朝鮮の特殊金融機関とは、植民地中央銀行である朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、金融組合、朝鮮貯蓄銀行をさす。これらの特殊金融機関は一般銀行業務を兼業していたため、地場銀行と競合関係にあった。

第二に、本稿は、戦後における韓国の金融システムの形成過程を検討するための準備作業になる。韓国では、戦後においても、戦前の地場銀行や特殊金融機関はそのまま存続した。そのため、戦後の韓国の金融システムの形成過程を明らかにする前に、戦前の朝鮮の金融機関について整理しておく必要がある。

以下、第2節では、本稿の前提として、1920年までの新しい金融機関の設立について説明する。つぎに、第3節では、地場銀行を取り巻く構造的問題として、資金仲介の面における特殊金融機関の肥大化を明らかにする。とりわけ、金融組合の預金シェアと朝鮮殖産銀行の貸出シェアの拡大を中心に検討する。そして、第4節では、1920年代以降における地場銀行の合併過程とその背景を明らかにする。最後に、第5節では、本稿の内容をまとめることとする。

2 1920年までの朝鮮の金融機関

本節では、まず、1905年の貨幣恐慌前後の金融機関の設立について述べる。その後、1910年代の地場銀行の設立ブームとその背景を明らかにする。そして、1906年に設立された農工銀行の限界を指摘することによって、1918年の朝鮮殖産銀行の設立をも明らかにする。

2.1 銀行の登場と1905年貨幣恐慌

1878年6月日本の第一銀行が釜山に支店を設置したが、これが朝鮮における最初の銀行の登場であった。その後、1890年長崎に本店を置く第十八銀行が、

1892年には大阪の第五十八銀行が朝鮮に進出した。とくに、第一銀行は、1880年元山出張所、1883年仁川出張所、また1888年には京城（現ソウル）出張所を開設することによって業務地域を拡大し、一般銀行業務以外にも海關税の取扱いや地金銀の買入、そして韓錢交換などの業務を行った¹⁾。

一方、朝鮮の地場銀行としては、1897年の朝鮮銀行（1899年漢興銀行に改称）と漢城銀行を皮切りに、1899年に大韓天一銀行、1901年には特立第一銀行が設立された。これらの地場銀行の特徴を指摘すると、次の二つがあげられる。まず、第一の特徴は、銀行の設立主体がほとんど政府の官僚であったことである²⁾。当時の銀行は、本来の銀行業務以外にも、各種税金の取扱いなどの税政との関係を考慮し、その設立が進められたことがその背景にある。つぎに、第二の特徴は、これらの地場銀行に兌換銀行券の発行が認められたことである。当時国家の財政問題によって中央銀行の設立が困難であったため、1882年日本銀行の設立以前に日本の国立銀行が発券機能をもっていたことを前例とし、地場銀行に発券機能をもたせた³⁾。

ところが、これらの地場銀行の営業成績は極めて不振であった。そのため、朝鮮銀行と特立第一銀行は、設立してまもなく倒産した。そして、漢城銀行も1903年公称資本金を10倍に増やし、一般銀行業務と王室の借款導入業務を行う「公立」銀行に組織変更された⁴⁾。しかも、1905年貨幣整理事業に端を発した「貨幣恐慌」によって、大韓天一銀行さえも1年間の休業に追い込まれた。

ここでいう貨幣整理事業とは、金本位制を本格的に実施するために、1905年7月から実施した旧貨と新貨の交換事業をさす⁵⁾。朝鮮においては、1901年「貨幣条例」によって金本位制が採択されていたにもかかわらず、その実施が遅れていたため、銀本位制下の貨幣（銀貨、白銅貨、赤銅貨、黃銅貨、葉錢）がそのまま流通していた。しかも、最も一般的に流通した白銅貨は、濫鑄や私鑄、そして偽造によっていわゆる「白銅貨インフレ」を起こすなど、多くの問題が発生し、朝鮮の貨幣制度は大きく乱れていた⁶⁾。そのため、日本は植民地

(4) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

化政策の一つとして、貨幣整理事業をつうじて朝鮮の貨幣制度の整備に乗り出すことになった。

しかし、この貨幣整理事業は、朝鮮経済を恐慌に追い込む結果となった。その原因是、貨幣整理事業に先立って発表された1905年6月の「旧白銅貨交換に関する件」における旧貨と新貨の交換比率にあった。つまり、白銅貨と新貨の交換比率を正貨に準ずる場合は2対1とし、正貨に準じない場合は5対1としたのである。そのため、貨幣価値の下落による資産の目減りが多くの破産者を出した⁷⁾。しかも、商人や事業者の資金調達を圧迫したため、信用貨幣として従来から広く流通してきた「於音」⁸⁾の取付けが起り、多額の不渡りの事態が生じた。その結果、朝鮮経済は恐慌に陥った。

さらに、貨幣整理事業の実施とともに、朝鮮の在来金融機構として代表的なものであった「外割制度」も廃止された。ここでいう「外割」とは、「郡守（地方官府長官）」に対し、徵収した税金を国庫に納める前に第三者に給付すべきだという「度支部大臣（大蔵大臣）」の命令をさす。外割は、地方送金の必要がある商人が中央政府（国庫）に依頼するとき、あるいは中央政府（国庫）が借入金を必要とするときに出された。そして、商人もしくは債権者は、外割を地方へ運び、郡守に外割を提示し、引き換えに徵収した税金の交付を受ける仕組みであった⁹⁾。すなわち、外割は、金融機関が存在しなかった時代に、徵税を利用した中央と地方間の為替制度としての機能を果たした¹⁰⁾。したがって、外割制度の廃止は、とくに地方経済に大きな打撃を与えた。

以上のように、貨幣整理事業に端を発した貨幣恐慌は深刻さを増していった。そのため、貨幣恐慌による金融の逼迫を緩和する目的で、新しい金融機関が朝鮮各地に設立された。それが、各地の農工銀行と地方金融組合であった¹¹⁾。

まず、農工銀行は、主に債券発行によって資金を調達し、地方小農民に不動産担保の長期貸付を行う目的で、1906年「農工銀行条例」によって設立された。つぎに、地方金融組合は、政府下付金と組合加入費を主たる資金源とし、組合

員へ無担保もしくは担保貸付を行う一方、物品の購入や生産物の委託販売を事業とするために、1907年「地方金融組合規則」によって設立された。

さらに、農工銀行は、設立当初から一般銀行業務が認められていた。また、地方金融組合も、1914年「地方金融組合令」の制定によって預金業務が可能になった。その結果、1920年以降、資金仲介の面において、これらの特殊金融機関と地場銀行が競合関係に発展していくことになるが、この点については、第3節で詳しく述べることにする。

2. 2 1910年代の地場銀行の設立ブーム

1905年6月末以降、貨幣整理事業によって休業に入った大韓天一銀行（1911年朝鮮商業銀行に改称）は、翌年7月から再開することになった¹²⁾。また、1906年韓一銀行が、1908年には密陽銀行が新しく地場銀行として設立された。だが、本格的な地場銀行の設立ブームは、日本の植民地になった1910年以降におとずれた。その背景としては、次の二点があげられる。

まず、第一の背景としては、1912年の「銀行令」の制定があげられる。従来、朝鮮における銀行の設立と監督に対する法律は、日本人と朝鮮人を区別し、その適用を異にしていた。日本人には、1907年「韓国に於ける銀行業に関する法律」を、朝鮮人には、1906年「銀行条例」を適用していた。そのため、日本人と朝鮮人の合同出資による銀行設立は、法律上困難な状況であった¹³⁾。したがって、日本人と朝鮮人に対する法律の適用を一本化した「銀行令」の制定は、銀行設立を活発化させる契機になった。1913年に釜山商業銀行と大邱銀行が日朝共同出資によって設立されたのがその例である¹⁴⁾（表1-1参照）。さらに、銀行令では、銀行の定義を「公開された店舗をもって預金、貸出、為替業務、証券割引を扱うもの」と厳格に規定したため、従来から実質的に銀行業を営んできた銀行類似金融会社は、銀行へ転換しないと営業を続けることができなくなった。そのため、いくつかの銀行類似金融会社が営業目的を銀行業に変更し

(6) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

表1-1：1910年代の地場銀行の設立状況

銀行名	設立認可日	本店所在地	公称資本金（千円）
亀浦銀行	1912.4.19	亀浦	500
七星銀行	1912.6.14	元山	65
鮮南商業銀行	1912.9.2 開業	大邱	300
釜山商業銀行	1913.3.6 開業	釜山	500
大邱銀行	1913.1.27	大邱	500
湖西銀行	1913.3.1	礼山	300
京城銀行	1913.8.15	京城	1,000
三和銀行	1916.10.25	鎮南浦	300
新義州銀行	1917.9.22	新義州	500
主一銀行	1918.4.11	釜山	500
東萊銀行	1918.4.27	東萊	500
北鮮商業銀行	1918.6.14	咸興	500
元山商業銀行	1918.8.2	元山	500
三南銀行	1919.9.10	全州	1,000
平壤銀行	1919.11.24	平壤	1,700
海東銀行	1919.12.11	京城	3,000
慶一銀行	1920.1.7	大邱	2,000
湖南銀行	1920.2.9	光州	1,500
朝鮮実業銀行	1920.3.16	京城	5,000
慶尚共立銀行	1920.3.20	大邱	2,000

注：亀浦銀行は1915年慶南銀行に、鮮南商業銀行は1913年鮮南銀行に改称した。

出所：堀和生「朝鮮における普通銀行の成立と展開」社会経済史学会『社会経済史学』第49巻第1号、1983年4月、31～32ページより作成。

て銀行となった。日本人金融会社であった京城企業株式会社が営業目的を銀行業とし、1913年京城銀行を設立したのが代表的例である¹⁵⁾。このように、1912年の銀行令の制定は、1910年代前半における多くの銀行設立を促したのである。

つぎに、第二の背景としては、1914年に勃発した第一次世界大戦による好景気があげられる。1916年下半期以降、日本経済は次第に景気を回復し、終戦ま

で異常な好景気を謳歌した。そして、日本の好景気は植民地朝鮮の各種産業をも活気付けた。その結果、朝鮮においては、会社設立ブームが起こり、多くの会社が設立された。1914年と1920年の会社数をみると、合名会社は27社から41社に、合資会社は66社から111社に、株式会社は118社から392社に増えた¹⁶⁾。したがって、これらの会社の資金需要に対応するためには、新しい銀行の設立が必要であった。そのため、1910年代後半に銀行の設立が集中したのである。表1-1は、1910年代の地場銀行の設立状況を示しているが、結局、1920年末現在の地場銀行の数は21行にのぼったのである。

2. 3 農工銀行の限界と朝鮮殖産銀行の設立

農工銀行は、貨幣恐慌による地方の金融逼迫を緩和するために、主に債券発行によって資金を調達し、地方小農民に不動産担保の貸付を行う長期貸付金融機関として、1906年「農工銀行条例」によって各地に設立された。

だが、農工銀行の資金調達と資金運用の内容をみると、農工銀行が本来の設立目的を完全に遂行したとは言い難かった。まず、資金調達の面において農工銀行は、長期貸付金融機関として設立されたにもかかわらず、預金による資金調達の割合が最も多かった（表1-2参照）。しかも、その預金は、定期預金より当座預金と特別当座預金¹⁷⁾の短期預金の割合が高かった。一方、農工銀行の債券（農工銀行債）は、政府の元本保証と強力な斡旋にもかかわらず、朝鮮の証券市場が未発達であったため、一般応募による消化はほとんど不可能であった。そのため、1907年第一回農工銀行債は、日本興業銀行が全額引き受けた。

また、1908年以降は、東洋拓殖株式会社の金融部の引受に大きく依存した。しかし、東洋拓殖株式会社は、国策会社として日本人の移民事業を中心業務としていたため、他金融機関への資金供給にはそもそも限界があった。それに、1917年東洋拓殖株式会社が満州進出を図り、本店を京城（現在のソウル）から東京に移転した。そのため、農工銀行としては、重要な資金調達源を失うこと

(8) 戦前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

になり¹⁸⁾、債券による資金調達は期待しにくい状況になった。

つぎに、資金運用の面においても、農工銀行は、農業や工業部門への資金供給を行うという本来の設立目的に反していた。表1-3からわかるように、農工銀行の貸出金は、農業や工業部門より商業部門に集中していた。担保別にみても、不動産よりは信用貸出が多かった。

表1-2：農工銀行の資金調達

単位：千円

年末	公称資本金	払込資本金	預金	債券発行高	政府貸下金	積立金
1907	1,200	559	511	450	1,003	15
1909	1,200	555	1,650	1,050	1,134	114
1911	1,200	818	4,100	1,970	1,134	185
1913	2,600	1,467	4,599	2,990	1,469	479
1915	2,600	1,469	6,456	2,319	1,459	487
1917	2,600	1,469	9,734	3,000	1,459	552

出所：朝鮮総督府財務局『大正十二年調朝鮮金融事項参考書』1923年、77ページ
および143ページより作成。

表1-3：農工銀行の貸出金の担保別・用途別の割合

単位：%

年末	用 途 別				担 保 別			
	農 業	工 業	商 業	その他の	不動産	有価証券	商 品	信 用
1907	6.5	2.5	88.3	2.7	49	2	8.1	40.9
1909	6.7	12.5	76.3	4.5	43.7	1.2	6.4	48.7
1911	15.5	9.6	71.9	3.0	26.6	0.2	5	68.2
1913	17.8	10.9	64.9	6.4	33.2	0.5	6.6	59.7
1915	25.7	7.7	56.0	10.6	46.3	0.9	6.9	45.9
1917	24.1	2.8	61.7	11.4	44.7	1.7	12.8	40.8

出所：朝鮮総督府財務局『大正十二年調朝鮮金融事項参考書』1923年、189～193
ページより作成。

しかも、農工銀行は、多額の不良債権を抱えていた。その最大の原因是、政府が行った政府倉庫への貸付業務と手形組合の業務を引き継いだことにあった。1905年設立された各地の政府倉庫には、もともと政府が動産担保の貸付を行ったが、1906年農工銀行が設立され、政府の貸付業務を継承した。だが、その後、経済状況の混乱と貸付先の信用調査の不足によって債権の回収に失敗したのである¹⁹⁾。

また、手形組合は、1905年貨幣恐慌による「於音」の廃止をきっかけに、手形の円滑な流通を図るために設立されたものであった。手形組合は、組合員が発行する手形に対し、支払の保証業務を行っていた。しかし、1912年手形組合の解散とともに、手形組合の業務がすべて農工銀行に移転されることになったため、農工銀行は、手形組合の保証債務によって大きな損失を被ることになった²⁰⁾。そのほかにも、農工銀行は、商業部門への集中的資金運用による不良債権をも抱えていた。その結果、1917年7月末現在、全農工銀行の欠損見込額は、全貸出金の57%にものぼった（表1-4参照）。

このように、農工銀行は、本来の設立目的とはかけ離れ、多額の不良債権を

表1-4：農工銀行の不良債権（1917年7月末現在）

単位：千円

農工銀行名	貸出金(A)	固帯貸付金(B)	欠損見込額(C)	B/A	C/B
漢湖農工銀行	3,993	1,377	575	34%	42%
平安農工銀行	3,315	1,596	1,228	48%	77%
慶尚農工銀行	2,723	314	132	12%	42%
全州農工銀行	1,223	98	28	8%	29%
光州農工銀行	1,087	77	59	7%	77%
咸鏡農工銀行	1,387	105	14	8%	13%
全農工銀行	13,728	3,567	2,036	26%	57%

出所：朝鮮殖産銀行編『朝鮮殖産銀行の設立理由』年度不明、12～13ページより作成。

(10) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

もっていた。そのため、農工銀行は、第一次世界大戦以降、拡大した各産業の資金需要に対応しきれなくなった。その結果、1918年「朝鮮殖産銀行令」の制定によって、6行の農工銀行を合併した大銀行として朝鮮殖産銀行が設立されることになったのである²¹⁾。

3 特殊金融機関の肥大化

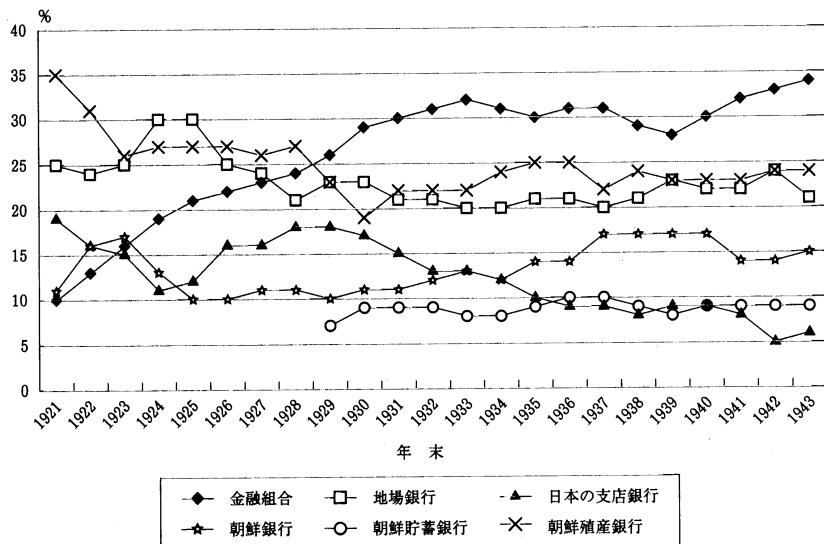
前節では、1905年貨幣恐慌の対策として農工銀行と金融組合が設立されたことと、1910年代の地場銀行の設立ブームについて述べた。そして、農工銀行の限界として、資金調達と資金運用における問題点と不良債権問題を指摘し、朝鮮殖産銀行の設立を明らかにした。本節では、地場銀行を取り巻く構造的問題を明らかにするために、金融組合と朝鮮殖産銀行の預金・貸出シェアの拡大について検討する。

3. 1 預金シェアと金融組合

図1-1は、1921年から1943年までの全金融機関の預金シェアを表したものである。この図によれば、地場銀行の預金シェアは、1920年代半ばに約30%を占めていたが、それ以降減少し、1930年代以降は、20~25%の水準を示している。一方、金融組合の預金シェアは、1920年代以降急拡大を見せ、1930年代以降は、全金融機関の中でも最も高い水準を占めている。このようなことから、預金シェアにおける地場銀行の地位低下は、金融組合の預金シェアの拡大によってもたらされたといえる。この点を明らかにするために、以下では、金融組合がどのように預金シェアを拡大していったのかを検討する。

もともと、地方金融組合は、政府下付金と組合加入費を資金源とし、組合員へ無担保または担保貸付を行う一方、物品の購入や生産物の委託販売を事業とするために、1907年「地方金融組合規則」によって設立された。設立当時は、組合員の資格を原則として朝鮮人の小農民に限定したため、資金調達はほとん

図1-1：全金融機関の預金シェアの推移



出所：朝鮮総督府財務局「昭和十四年調朝鮮金融事項参考書」1940年、39～83ページと142ページ、および朝鮮銀行「朝鮮銀行統計月報」1939年～43年の各年12月号より作成。

ど政府下付金に依存していた²²⁾。いわば、地方金融組合は、政府による地方小農民への資金支援を趣旨とした協同組合的性格をもつ金融機関であった。

しかし、地方金融組合の性格は1914年「地方金融組合令」の制定によって変わり始めた。地方金融組合令の内容には、農事改良指導の廃止や日本人農業者の加入許可、従来の加入金制度から出資金制度への変更が含まれていた。しかも、地方金融組合の資金源を政府下付金の依存から脱皮させるために、一部の預金（非組合員の預金を含む）の取扱いが認められた²³⁾。

さらに、1918年には地方金融組合令が改正され、「金融組合令」が制定された。この金融組合令のポイントは、都市金融組合の設立であった。従来農村にのみ認められていた金融組合の設立が都市にも認められ、農民に限られた組合

(12) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

員の資格も都市の中小商工業者まで拡大された。しかも、都市金融組合には手形割引と当座貸越業務が認められたため、金融組合の預金業務は一層強化された。なお、この時期から、従来の地方金融組合は村落金融組合に改名され、都市金融組合と村落金融組合を合せて「金融組合」と呼ばれることになった²⁴⁾。

以上のようにして、ほとんどの預金業務を営むようになった金融組合は、1920年以降、預・積金残高を急激に伸ばした（表1－5参照）。とくに、都市金融組合の預・積金残高の拡大が目立った。都市金融組合の場合、組合数においては村落金融組合より遙かに少なかったにもかかわらず、預・積金残高は、村落金融組合の40%以上に達していた。それは、都市金融組合員の経済的水準が比較的高かったことに加え、金融組合の金利が地場銀行や他金融機関より高かつたため（表1－6参照）、とくに組合員以外の預金が大幅に増えたからである。

また、都市金融組合の預金の大部分は比較的大口預金であったため、都市に多くの本・支店をもっていた地場銀行は、預金獲得の面で大きな打撃を被った。このため、地場銀行側から金融組合に対し、領域侵害の問題が提起された²⁵⁾。その結果として、1929年の金融組合令の改正においては、金融組合と地場銀行の領域侵害問題の解決策が打ち出された。つまり、この改正では、富裕層の資

表1－5：金融組合の組合数と預・積金残高

単位：千円

	村落金融組合		都市金融組合		A + B	B/A
	組合数	預・積金(A)	組合数	預・積金(B)		
1919	360	4,868	33	1,973	6,841	41%
1925	451	27,868	59	10,838	38,706	39%
1931	582	54,168	61	25,959	80,127	48%
1937	647	110,890	62	51,464	162,354	46%

注：各年3月末基準

出所：朝鮮金融組合聯合会『金融組合統計年報昭和十六年度』1943年、3～6ページより作成。

表1-6：各金融機関の定期預金金利

単位：%

年度	金融組合	一般銀行	朝鮮銀行	朝鮮殖産銀行	朝鮮貯蓄銀行	日本の支店銀行
1925	8.00	7.20	6.50	6.80	—	7.20
1930	7.00	6.10	5.00	5.00	4.30	5.10
1935	4.60	4.60	4.00	4.20	3.50	4.00

注：各年中の平均金利である。ただし、朝鮮貯蓄銀行は、定期積金の金利である。

出所：朝鮮総督府財務局『昭和十四年調朝鮮金融事項参考書』1940年、12～27ページより作成。

産運用目的の預金を排除するために、非組合員の預金を庶民の貯蓄性預金のみに限定したのである²⁶⁾。

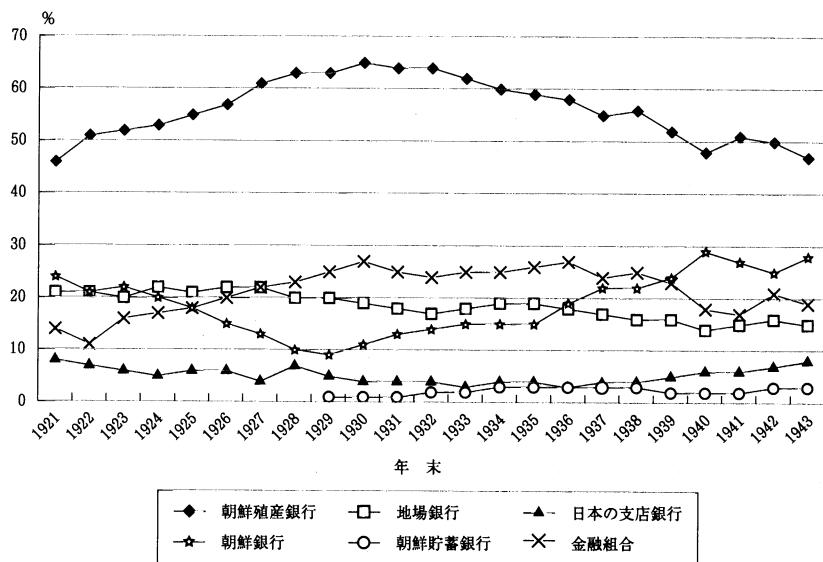
しかし、金融組合の預金拡大は抑制されなかった。なぜならば、1929年金融組合令の改正には、非組合員預金者の保護策として非組合員の預金の33%を確實に管理し、組合が破産した場合、非組合員の預金者には先取特権を与える条項が含まれていたからである²⁷⁾。この時期は、1927年金融恐慌によって植民地である朝鮮にも金融不安が広がっていただけに、非組合員の預金者に対する保護策は、かえって金融組合への預金集中を促したのである。結局、預金シェアの面における地場銀行の地位は、向上させられなかった。

3. 2 貸出シェアと朝鮮殖産銀行

図1-2は、1921年から1943年までの各金融機関の貸出シェアを表したものである。この図をみるとわかるように、貸出シェアの面においては、朝鮮殖産銀行が断然優位を占めている。このように、1920年以降、朝鮮殖産銀行が全金融機関の中で最大の貸出シェアを維持できた最大の理由は、低利かつ安定した長期資金の調達が可能であったからである。

朝鮮殖産銀行は、1918年設立とともに資本金を1千万円とする一方、債券（朝鮮殖産債券）の発行限度を払込資本金の10倍にするなど、とくに債券によ

図1-2：全金融機関の貸出シェアの推移



出所：図1-1と同じ。

る資金調達の拡大を図った²⁸⁾。だが、朝鮮の証券市場が未発達であったため、朝鮮内における債券消化は極めて混乱した状況であった。そのため、朝鮮植産債券は、ほとんど日本起債市場で発行されることになった。1920年代前半の債券発行は、大蔵省預金部などによる引受が少なかったため、一般公募に大きく依存した。しかも、日本の起債市場が反動恐慌や関東大地震の影響を受けたため、債券の発行利子率は上昇傾向にあった²⁹⁾。つまり、朝鮮植産銀行の債券による資金調達は厳しい状況であった。

ところが、1925年末産米増殖計画の更新によって、朝鮮植産銀行の起債状況は大きく好転した。1920年から始まった産米増殖計画は、資金調達の多くを当該事業者にまかせていたが、重なる不況によってこの計画は行詰っていた。そのため、1925年末更新計画が打ち出された。つまり、政府補助金とともに、多

額の政府斡旋低利資金（2億3千819万円）を14年間にわたって、産米増殖事業に提供することになったのである。そして、政府斡旋低利資金の半分は、大蔵省預金部が一般債券より常に低い金利で、朝鮮殖産債券と東洋拓殖債券の引受をつうじて提供することにした³⁰⁾。その結果、朝鮮殖産銀行は、長期にわたりて安定した低利の資金を確保できた。

さらに、1930年代に入ってからは、低金利時代の出現によって日本の起債市場が活況をみせ始めた。このため、朝鮮殖産銀行は一般公募においても常に低利債の発行に成功した³¹⁾。表1－7は、1919年から1937年までの朝鮮殖産債券の新規発行と消化状況を示したものであるが、この表をみると、1920年代半ば以降、朝鮮殖産債券の新規発行が活発に行われたことと、平均発行利子率の低下を実現しつつ、大蔵省預金部や一般公募などによる債券発行が順調に行われたことがわかる。

表1－7：朝鮮殖産債券の新規発行と消化状況

単位：千円， %

年度	大蔵省預金部		一般公募		その他		合計		平均発行利子率
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	
1919	4,500	31.0	10,000	69.0	—	—	14,500	100.0	6.0
1921	3,000	17.6	14,000	82.4	—	—	17,000	100.0	7.0
1923	4,500	15.6	24,000	83.3	300	1.0	28,800	100.0	7.2
1925	4,000	9.7	23,000	55.5	14,450	34.9	41,450	100.0	6.8
1927	10,662	20.8	40,000	78.1	530	1.0	51,192	100.0	6.1
1929	18,464	20.2	55,000	60.1	18,000	19.7	91,464	100.0	5.5
1931	17,731	47.0	20,000	53.0	—	—	37,731	100.0	4.6
1933	10,390	12.9	55,000	68.4	15,000	18.7	80,390	100.0	4.6
1935	35,870	37.4	55,000	57.4	5,000	5.2	95,870	100.0	4.0
1937	280	1.0	15,000	61.7	9,000	37.3	24,280	100.0	3.9

注：その他は、日本勧業銀行、南満州鉄道会社、朝鮮総督府を含む。

出所：尹錫範他『韓国近代金融史研究』世経社、1996年、174ページより作成。

(16) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

表 1-8 : 各金融機関の貸付金利

単位 : %

年度	朝鮮銀行	朝鮮殖産銀行	朝鮮貯蓄銀行	一般銀行	金融組合	日本の支店銀行
1925	10.95	12.78	—	13.51	13.50	13.51
1930	8.76	9.49	10.20	12.41	10.50	9.13
1935	7.30	8.76	10.22	8.76	9.20	6.94

注：金融組合は、長期貸付の貸付金利である。

出所：表 1-6 と同じ。

このようにして朝鮮殖産銀行は、1920年代の相次ぐ不況の中でも植民地中央銀行である朝鮮銀行を除き、地場銀行や他金融機関より低い貸出金利で（表 1-8 参照）資金を提供し、貸出シェアを拡大したのである。ただし、1930年代半ば以降、朝鮮殖産銀行の貸出シェアは減少傾向を見せ始めた。1930年代の朝鮮の工業化は、ほとんど日本資本によって進められたが、朝鮮に進出していた日本企業と朝鮮殖産銀行の取引関係は希薄であったことがその原因である。一方、朝鮮銀行は、日聴系などの日本企業と緊密な関係を結び、貸出を増やしていくことを指摘しておく（図 1-2 参照）³²⁾。以上のように、貸出シェアの面においても、朝鮮殖産銀行と朝鮮銀行の拡大が目立ったため、地場銀行は貸出シェアを拡大する余地がほとんどなかった。

4 地場銀行の合併過程とその背景

前節では、地場銀行を取り巻く構造的問題を明らかにするために、各金融機関の預金・貸出シェアについて検討した。そして、預金面においては金融組合が、貸出面においては朝鮮殖産銀行が地場銀行より優位に立っていたことを明らかにした。本節では、このような構造的問題をもっていた地場銀行が、1920年代以降、どのように合併させられていったのかを明らかにする。

4. 1 地場銀行の経営悪化と合併

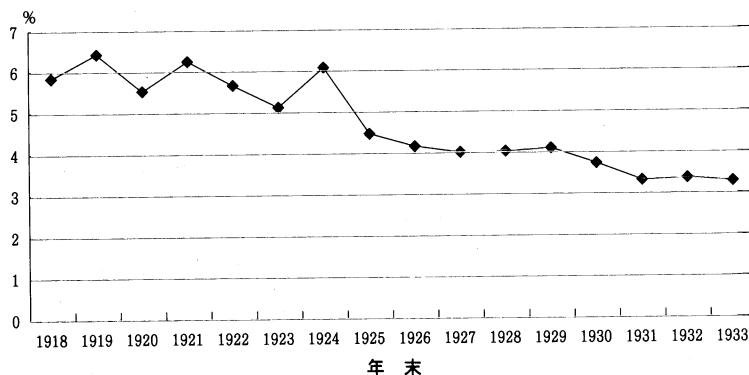
1920年代以降、地場銀行を取り巻く経営環境は大きく悪化した。その理由としては、次の二つがあげられる。

第一の理由としては、地場銀行間の競争の激化があげられる。すでに述べたように、1910年代には、地場銀行の設立ブームによって多くの銀行が設立された。地場銀行数は1910年末の4行から1920年末には21行に増加した。その結果、特殊金融機関や日本の支店銀行との競争に加え、地場銀行間の競争も一層激しくなった。

第二の理由としては、景気の悪化があげられる。1920年代の日本は、反動恐慌（1920年）や関東大震災（1923年）、そして金融恐慌（1927年）によって慢性的不況に見舞われた。そのため、植民地である朝鮮においても、日本の影響を受けて多くの企業が倒産した。

その結果、各地場銀行の不良債権は増加し、1920年代以降、地場銀行の自己資本利益率（当期純利益÷払込資本金）は大きく低下していった（図1-3参照）。

図1-3：地場銀行の自己資本利益率

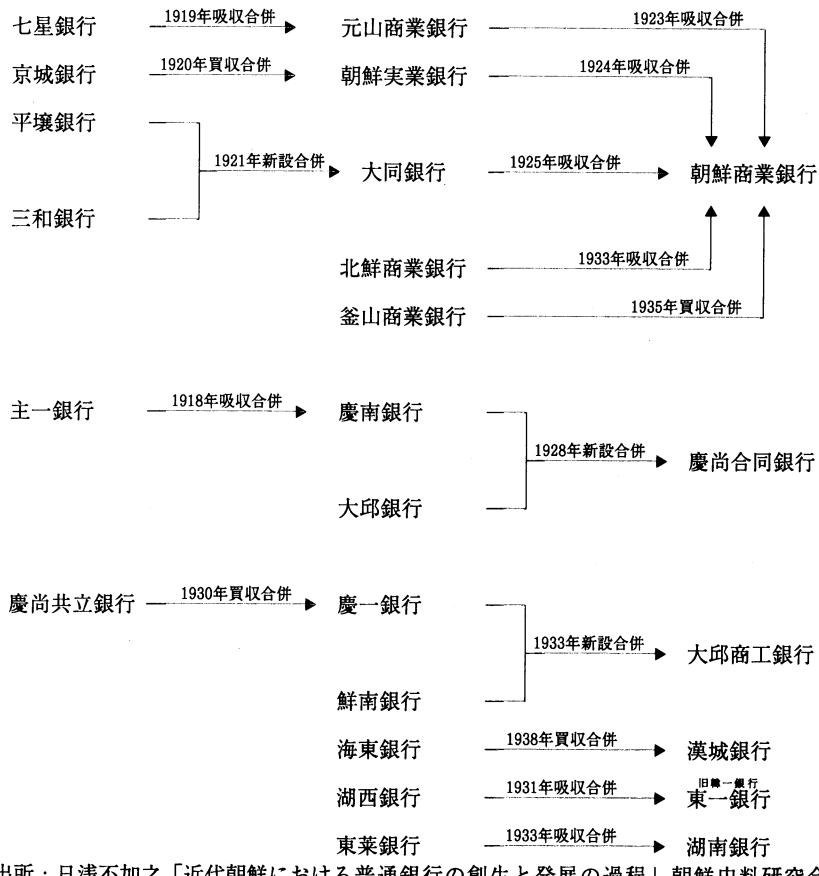


出所：朝鮮総督府財務局『昭和十四年調朝鮮金融事項参考書』1940年、39~49ページより作成。

(18) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

このような地場銀行の経営悪化を受けて朝鮮総督府は、地場銀行の合併政策に乗り出した。すなわち、経営が行詰っていた地場銀行を他行と合併させることによって不良債権を整理し、経営悪化の改善を図ったのである。これは、当時日本内地で大蔵省によって始められた銀行合併政策に歩調を合わせたもので

図 1-4 : 地場銀行の合併状況 (1938年末現在)



出所：日浅不加之「近代朝鮮における普通銀行の創生と発展の過程」朝鮮史料研究会『朝鮮近代史料研究集成』第4号、1961年12月、138~142ページより修正作成。

もあった。この合併政策によって、1923年元山商業銀行（1919年七星銀行を吸収合併）と1924年朝鮮実業銀行（1920年京城銀行を買収合併）が朝鮮商業銀行に合併され、また、1921年平壤銀行と三和銀行の合併によって誕生した大同銀行も、1925年朝鮮商業銀行に合併された³³⁾。そのほかに、1928年には、1918年主一銀行を吸収合併した慶南銀行と大邱銀行が合併し、慶尚合同銀行が新設された（図1－4参照）。

4. 2 銀行令の改正と地場銀行の合併

1920年代に入ってからは、不況が続く中、1927年に金融恐慌が起り、当時朝鮮において最大の地場銀行であった漢城銀行が破綻の危機に陥った。そのため、漢城銀行は、減資や日本銀行からの融資を受けることによって、不良債権を整理していくこととなった。また、この漢城銀行の経営危機は、他の金融機関の経営状態をも再審査するきっかけとなつた³⁴⁾。

その結果、朝鮮には、1928年「朝鮮金融制度調査会」が設置された。この調査会は、当時日本の金融制度調査会と同様に、一般銀行の経営状態を最大の審議対象にした。審議の結果、調査会は地場銀行の経営困難の理由を次のように提示した。まず、銀行経営不振の内部的要因としては、資本金・積立金などの自己資本不足と高利の借入金、高い固定資産比率をあげた。つぎに、外部的要因としては、特殊金融機関の存在や朝鮮産業の未発達などをあげた。

しかし、外部的要因は重視されず、もっぱら内部的要因のみが強調された。そのため、地場銀行の合理化政策の手段として進められた銀行令の改正においては、最低資本金の規定が要点となつた。結局、1928年12月銀行令の改正において銀行の最低資本金は、200万円に規定された（既存銀行は100万円とし、5年の猶予期間が認められた）³⁵⁾。当時日本の1927年銀行法も銀行の最低資本金を原則として100万円と規定していたことから考えると³⁶⁾、日本の銀行より小規模であった朝鮮の銀行にとって200万円の最低資本金は極めて高い水準であつ

(20) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

た。したがって、朝鮮の地場銀行は、合併による大型化の方向に向かわざるを得なかった。その結果、図1-4からわかるように、1933年朝鮮商業銀行と1935年釜山商業銀行が朝鮮商業銀行に、1931年湖西銀行が東一銀行に、1933年東萊銀行が湖南銀行にそれぞれ合併させられた。また、1933年慶一銀行と鮮南銀行が合併し、大邱商工銀行が新設された。そのほかに、1938年海東銀行が漢城銀行に買収合併された³⁷⁾。

4. 3 公債消化と地場銀行の合併

日本は、1937年7月日中戦争の勃発によって戦時経済体制へ転換した。それによって同年9月「臨時資金調整法」と「臨時資金調整法施行令」が公布された。また、1940年には「銀行等資金運用令」と「銀行等資金運用令施行規則」が続いた³⁸⁾。これらの法律の目的は、莫大な戦争資金の供給にあった。そのため、日本の金融機関は貯蓄動員を強いられるとともに、資金運用は厳しく統制された。

一方、朝鮮においても、1937年10月「臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件」と「臨時資金調整法施行規則」が公布された。また、すべての金融機関が参加する自主的調整機関として朝鮮資金自治調整団も組織された。この朝鮮資金自治調整団は、1938年「朝鮮金融団」に組織変更されたが、この朝鮮金融団を中心に、朝鮮の全金融機関は貯蓄奨励と低金利の促進、そして公債消化に協力することになった³⁹⁾。その結果、依然として貸出超過（1940年末現在7億3千万円）を見せたものの、朝鮮の全銀行の預金は著しく増加した。とくに、地場銀行の預金は、1937年末の1億1千万円余りから1940年末の3億1千万円余りの約2.8倍に増加し、貸出超過状態から預金超過状態に変わっていった⁴⁰⁾。そして、この預金の増加は、日中戦争以降激増した公債の消化を朝鮮の地場銀行にまで求める原因となつた⁴¹⁾。

しかし、地場銀行の公債消化は不振な状態であった。表1-9からわかるよ

表1-9：朝鮮の銀行の預金対国債保有比率（1941年3月末基準）

単位：千円

	預金(A)	国債(B)	B/A
朝鮮銀行	1,263,466	640,125	51%
朝鮮殖産銀行	416,077	66,801	16%
朝鮮貯蓄銀行	139,724	26,030	19%
全特殊銀行	1,819,267	732,956	40%
朝鮮商業銀行	144,969	20,485	14%
漢城銀行	104,298	7,517	7%
東一銀行	43,998	3,372	8%
湖南銀行	11,417	351	3%
慶尚合同銀行	9,445	235	2%
大邱商工銀行	9,376	196	2%
全地場銀行	323,503	32,156	10%

注：朝鮮銀行（1941年6月末基準）は、朝鮮以外の預金も含む。

出所：全国経済調査機関聯合会朝鮮支部編『朝鮮経済年報昭和十六・七年版』改造社、47~48ページより作成

うに、1941年3月末現在、特殊銀行（朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮貯蓄銀行）の預金対国債保有比率が40%に達しているのに対し、6行の地場銀行のそれは10%にとどまっていた。しかも、慶尚合同銀行、大邱商工銀行、湖南銀行の3行は3%以下であった。

このように、地場銀行の公債消化が進まなかつた理由は金利の問題にあつた。地場銀行の最大の資金調達源は定期預金であった。定期預金の利率は、1938年に組織された朝鮮金融団の預金利率協定によって、4.1%以下（1939年1月1日実施）から3.9%以下（1940年7月1日実施）に引き下げられた。しかし、発行利子率3.5%の公債に対しては逆鞘が発生するため、さらなる利下げが行われない限り、地場銀行の国債購入は困難な状況であった。しかも、公債を保有していても、朝鮮においては債券の流通市場が存在しなかつたため、地場銀

行の公債に対する保有ニーズは極めて乏しかった。そのため、地場銀行の公債消化は不振な状況が続いた⁴²⁾。

もはや、公債を円滑に消化させ、戦時経済の資金調達の窓口として地場銀行を活用する手段は、強引な合併政策しかなかった。結局、預金対国債の保有比率が低かった慶尚合同銀行と大邱商工銀行、そして湖南銀行が、1941年9月から1942年5月にわたって、それぞれ漢城銀行、朝鮮商業銀行、東一銀行に合併させられたのである。その後、1943年10月漢城銀行と東一銀行の合併によって朝興銀行が新設された。

5 むすびにかえて

本稿では、戦前の朝鮮の地場銀行の合併がどのように遂行されたのかを明らかにするために、地場銀行を取り巻く構造的問題を指摘した上で、地場銀行の合併過程やその背景について検討した。

まず、地場銀行を取り巻く構造的問題としては、資金仲介の面における特殊金融機関の肥大化を明らかにした。預金シェアの面においては、重なる法律の改正によって金融組合の急拡大が目立った。一方、貸出シェアの面においては、朝鮮殖産銀行が債券発行による低利かつ安定した資金調達を背景に断然トップに立っていた。そのため、資金仲介の面における地場銀行の地位は、弱まっていった。

つぎに、このような構造的問題を抱えていた地場銀行の合併とその背景を明らかにした。1920年代は、慢性的不況による地場銀行の経営悪化が、1930年代は、銀行令の改正による最低資本金の規定が、そして1940年代は、日中戦争以降急増した公債の消化問題が地場銀行の合併の背景となった。

結局、戦前朝鮮の地場銀行は、1920年末の21行から、1943年末には朝興銀行と朝鮮商業銀行の2行のみとなつた。

注

- 1) 第五十八銀行は、1909年安田銀行の傘下にあった第百三十銀行に合併された。その後、安田系列11行の大合併が実現し、第百三十銀行の朝鮮支店は安田銀行の朝鮮支店となった。一方、第十八銀行は、1936年朝鮮から撤退した。相川尚武 [1] 119~120ページ。
- 2) 韓百興 [29] 8 ~13ページ。
- 3) しかし、実際のところ、地場銀行による銀行券の発行は行われなかった。また、日本の「国立銀行」は、米国の「ナショナルバンク」の誤訳で、企業形態からすると、私企業である。韓百興 [29] 49~52ページ。
- 4) 朝興銀行 [27] 78~81ページ。
- 5) 山口精編 [24] 7 ~ 8 ページ。
- 6) 羽鳥敬彦 [20] 176ページ。
- 7) 第一銀行 [9] 81~83ページ。
- 8) 「於音」とは、細長い紙片の中央に金額を書き、その右側に日付および振出人の姓名を書き捺印し、これを中央から縦断して右片を受取人に渡し、左片を振出人が保有したものをさす。そして、振出人が支払の請求を受けた場合は、保管している左片と右片を対照し、即座で現金を支払う義務を負つたのである。つまり、於音は、一種の約束手形であった。The Bank of Chosen [30] pp.62-63.
- 9) 大蔵省編 [4] 37ページ。
- 10) 政府は国庫金の地方運送費を、商人は物資購入資金の地方運送費を減らした。尹錫範外 [26] 86ページ。
- 11) 羽鳥敬彦 [20] 186~188ページ。
- 12) 韓国商業銀行 [28] 40ページ。
- 13) 朝鮮殖産銀行編 [15] 19~20ページ。
- 14) 大韓金融団 [25] 34ページ。
- 15) 1912年に設立された七星銀行と龜浦銀行も銀行類似金融会社から銀行に転換した例である。尹錫範外 [26] 218ページ。
- 16) また、株式会社の払込資本金も、1914年3千500万円から1920年1億7千万円に増加した。朝鮮総督府 [18] 162~163ページ。
- 17) 特別当座預金は当座預金と同様に、随意に預け入れと引出しが可能であった。だが、小切手制度がなく、その収支は、通帳をもって行った。特別当座預金が引き出

(24) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

される場合は、決済目的ではなく、ほとんど消費財の購入資金としている。一般的に、一口当りの金額は当座預金より少なかったため、小口当座預金という別名をもつていた。鈴木武雄 [7] 115~116ページ。

- 18) 堀和生 [22] 156~161ページ。
- 19) 藤田文吉 [21] 213~215ページ。
- 20) 1917年7月末現在、全農工銀行の不良債権の内容をみると、手形組合関係による欠損見込額は、全農工銀行の不良債権の3割に及んでいた。とくに、平安農工銀行は全不良債権の5割が手形組合関係のものであった。朝鮮殖産銀行 [14] 14~15ページ。
- 21) 朝鮮殖産銀行の組織、経営戦略については、The Chosen Industrial Bank [31] pp.2-10を参照されたい。
- 22) 波形昭一 [19] 48ページ。
- 23) 賯蓄性預金のみが認められた。朝鮮金融組合協会編 [12] 9~10ページ。
- 24) 1918年の改正においてもう一つの要点は、各道金融組合联合会の設立であった。その目的は、各道内に存在する金融組合の資金過不足を調整することにあった。静田均 [6] 102~104ページ。
- 25) 朝鮮銀行京城総裁席調査課 [11] 12~14ページ。
- 26) 秋田豊編 [2] 480~481ページ。
- 27) 秋田豊編 [2] 486~487ページ。
- 28) 旧農工銀行6行の資本金の合計は、260万円にすぎなかった。朝鮮殖産銀行編 [16] 17ページ。
- 29) 1920年代前半の朝鮮殖産債券の発行条件については、朝鮮殖産銀行編 [16] 94~96ページを参照されたい。
- 30) 産米増殖計画の更新計画においては、政府斡旋資金以外に、国庫補助金が6千507万円、企業者調達が2千206万円に設定されていた。堀和生 [22] 172ページ。
- 31) 1931年末の金輸出再禁止を契機とした輸出拡大、満州事変費支出による財政インフレーション、そして1933年担保付社債信託法の改正による社債分割発行制度が低金利時代の到来を促した。朝鮮殖産銀行編 [17] 249~250ページ。
- 32) 堀和生 [23] 176ページ。
- 33) 朝鮮実業銀行は、朝鮮商業銀行より資本金の規模が大きかったが、その経営悪化が社会問題化したため、朝鮮商業銀行に押し付ける形で強引に合併された。堀和生 [23] 47ページ。
- 34) 堀和生 [23] 48ページ。

- 35) そのほかに、1928年銀行令の改正においては、他業務兼営を認可制にすることと（第7条）、預金総額の10%を法定の支払準備金にすることが定められた（第10条）。堀和生 [23] 49~50ページ。
- 36) ただし、東京・大阪に本店を置く銀行は200万円、そして人口1万未満の地に本店を置く銀行は50万円とした。後藤新一 [5] 252ページ。
- 37) 1907年設立された密陽銀行と1917年設立された新義州銀行は、図4に表示しなかつた。なぜならば、新義州銀行は1923年滿州商業銀行に合併され、密陽銀行は組織変更によって消滅したからである。尹錫範外 [26] 231ページ。
- 38) これらの法律の内容については、朝鮮金融組合聯合会 [13] 1~85ページを参照されたい。
- 39) 鈴木武雄 [7] 207~211ページ。
- 40) 詳しい預金額と貸出金額については、朝鮮銀行 [10] を参照されたい。
- 41) 日中戦争以降、急激に増発された公債は、ほとんど大蔵省預金部と日本銀行が引き受けている。そして、日本銀行は金融機関に公債を売却し、公債消化を図った。その結果、1940年日本銀行の公債売却率は72.9%になった。大蔵省昭和財政史編集室編 [3] 372ページ。だが、日本内地の金融機関のみの公債消化には限界があり、植民地朝鮮の地場銀行にも公債消化が求められたと考えられる。
- 42) 全国経済調査機関聯合会朝鮮支部編 [8] 416~419ページ。

参 考 文 献

- [1] 相川尚武「朝鮮に進出した日本の銀行」朝鮮史料研究会『朝鮮近代史料研究集成』第4号、1961年12月。
- [2] 秋田豊編『朝鮮金融組合史』朝鮮金融組合協会、1929年。
- [3] 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史一国債一』第6巻、1954年。
- [4] 大蔵省編『明治大正財政史』第18巻、財政経済学会、1939年。
- [5] 後藤新一『本邦銀行合同史』金融財政事情研究会、1968年。
- [6] 静田均「朝鮮における金融組合の発達」京城帝国大学法学会編『朝鮮経済の研究』第三、岩波書店、1938年。
- [7] 鈴木武雄『朝鮮金融論十講』帝国地方行政学会朝鮮本部、1940年。
- [8] 全国経済調査機関聯合会朝鮮支部編『朝鮮経済年報』昭和十五年版、改造社。
- [9] 第一銀行『韓國二於ケル第一銀行』1908年。
- [10] 朝鮮銀行『朝鮮銀行統計月報』1937年~1943年、各年度12月号。
- [11] 朝鮮銀行京城總裁席調査課『朝鮮に於ける都市金融組合の近状並之と普通銀行及

(26) 戰前朝鮮の地場銀行と特殊金融機関

- 産業組合との関係』1933年。
- [12] 朝鮮金融組合協会編『朝鮮金融組合の沿革と現況』1929年。
- [13] 朝鮮金融組合聯合会『臨時資金調整法及銀行等資金運用令に関する資料』1941年。
- [14] 朝鮮殖產銀行『朝鮮殖產銀行設立理由』年度不明。
- [15] 朝鮮殖產銀行編『朝鮮の金融』1932年。
- [16] 朝鮮殖產銀行編『朝鮮殖產銀行十年志』1928年。
- [17] 朝鮮殖產銀行編『朝鮮殖產銀行二十年志』1938年。
- [18] 朝鮮總督府『昭和元年朝鮮總督府統計年報』1928年。
- [19] 波形昭一「朝鮮金融組合の構造と展開」金融経済研究所『金融経済』第170号, 1978年6月。
- [20] 羽鳥敬彦「朝鮮における植民地金融改革—目賀田改革を中心に—」小野一一郎・吉信肅編『両大戦間期のアジアと日本』(第7章) 大月書店, 1979年。
- [21] 藤田文吉『朝鮮産業経済の近代化と朝鮮殖產銀行』西田書房, 1993年。
- [22] 堀和生「朝鮮における普通銀行の成立と展開」社会経済史学会『社会経済史学』第49巻第1号, 1983年4月。
- [23] 堀和生「植民地産業金融と経済構造—朝鮮殖產銀行の分析を通じて—」朝鮮史研究会『朝鮮史研究会論文集』第20号, 1983年3月。
- [24] 山口精編『朝鮮産業誌』下巻, 1911年。

外國語文獻

- [25] 大韓金融団『韓国金融二十年史』1967年。
- [26] 尹錫範外『韓国近代金融史研究』世経社, 1996年。
- [27] 朝興銀行『朝興銀行百年史』1997年。
- [28] 韓国商業銀行『韓国商業銀行九十年史』1989年。
- [29] 韓百興『民族銀行生成史研究』, *시나리오알타*, 1996年。
- [30] The Bank of Chosen, *Economic History Of Chosen*, Seoul, 1920.
- [31] The Chosen Industrial Bank, *The Chosen Industrial Bank : Outline of Its History Operation and Present Condition*, Tokyo, The Herald of Asia Press, 1924.